

静岡県公安委員会規程第10号

指定自動車教習所関係事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年6月25日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

指定自動車教習所関係事務処理規程の一部を改正する規程

指定自動車教習所関係事務処理規程（昭和48年静岡県公安委員会規程第5号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1から別記様式第3までを次のように改める。

別記様式第 1

<p>指 定 前 教 習 実 施 届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>静岡県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">申 請 者</p> <p style="text-align: center;">住 所(法人の場合は所在地)</p> <p style="text-align: center;">氏 名(法人の場合は名称、代表者)</p>	
教 習 所 の 名 称	
教 習 所 の 所 在 地	
教習を開始する年月日	年 月 日
教習所の 運営を直 接管理 する者	住 所
	氏 名 生 年 月 日
	年 月 日生
添 付 書 類	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2

<p>資 格 確 認 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>静岡県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者</p> <p>道路交通法施行令第35条第1項に規定する管理者の資格を有する者であることを確認されたく申請します。</p>	
住 所	
ふりがな 氏 名	
生 年 月 日	
令第35条第1項 第2号に該当する 資 格 要 件	別添履歴書のとおり
令第35条第1項 第2号のイ、ロ、 ハに該当しない旨 の 証 明	別添申立書のとおり
管 理 者 と し て 従 事 す る 教 習 所 名	
摘 要	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3

申 立 書

私は道路交通法 第 条第 項第 号イ、ロ、ハに規定する指定
自動車教習所 としての欠格事項に該当する者ではありませ
ん。

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

名称

氏名

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の指定自動車教習所関係事務処理規程（以下「改正前の規程」という。）の様式により提出されている申請書等は、改正後の指定自動車教習所関係事務処理規程の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に改正前の規程の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。